

居宅介護等サービス重要事項説明書

居宅介護等サービス重要事項説明書

1. 事業者

名 称	社会福祉法人高知市社会福祉協議会
所在地	高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター
電話番号	(088) 823-9515
代表者氏名	会長 吉 岡 章
設立年月	昭和42年3月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護等事業所 平成18年10月1日指定 高知県3910100415号 ※主たる対象区分 身体障害者・知的障害者・障害児
事業所の名称	社会福祉法人高知市社会福祉協議会 介護センターあじさい会館 指定居宅介護等事業所
事業所の所在地	高知市春野西分1番地1
電話番号	(088) 894-3572
事業所の運営方針について	利用者の有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、適正なサービスの提供に努めます。
事業の概要	介護保険事業（訪問介護事業・通所介護事業・高知市介護予防日常生活支援総合事業第1号事業（訪問型サービス・通所型サービス）・居宅介護支援事業、障害福祉サービス事業等（居宅介護・同行援護・移動支援・生活介護事業）、障害者福祉センター事業等

3. 事業実施地域

高知市 春野町

4. 職員の体制

職種	常勤	非常勤	備考
1. 管理者（兼務）	1名		
2. サービス提供責任者	1名以上		
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー） ※介護福祉士・訪問介護養成研修了者 （ヘルパー2級課程修了者） 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者		3名以上	

5. 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日及び年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日までの日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

なお、営業日及び営業時間外において、サービス提供を行います。

6. サービス内容

(1) 居宅介護

① 身体介護

食事介助、排泄介助、入浴介助、清拭（身体を拭く）、洗髪、衣類の着脱、その他必要な身体介護を行います。

※ 医療行為は行いません。

② 家事援助

利用者の、調理、洗濯、掃除、整理整頓やその他日常生活に必要な物品の買物を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

(2) 同行援護

視覚障害により外出時において移動に著しい困難を有する利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の利用者が外出する際の必要な援助を行います。

(3) 移動支援（ガイドヘルプサービス）・・・通院や外出の介助を行います。

（脳性まひなどの全身性障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。）

官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※ 1 日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助は行いません。

7. サービス利用料

別紙 1-①、別紙 1-② サービス利用料 一覧表のとおり

8. 利用者負担額

サービス利用に対しては、通常 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の 1 割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。なお、個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

(1) 2 の訪問介護員により訪問を行った場合

① 1 人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと 2 人の訪問介護員でサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担額をいただきます。

(2) 利用者負担額の上限等について

- ① 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。
- ② 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。
- ③ 当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には別途上限管理にかかわる費用（月額 150 円）をお支払いいただきます。

(3) 償還払い

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

(4) サービス利用にかかる実費負担額

外出介護や通院介助、同行援護において訪問介護員に公共交通機関などの交通費のほか入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

(5) キャンセル

利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

介護センターあじさい会館 指定訪問事業所

(088) 894-3572

利用者の状況を考慮した上で、次のキャンセル料をいただく場合があります。

【キャンセル料】

時 期	料 金
ご利用の 24 時間前までに、ご連絡いただいた場合	無料
ご利用の 12 時間前までに、ご連絡いただいた場合	利用料金の 50%
ご利用の 12 時間前までに、ご連絡がなかった場合	利用料金の 100%

9. 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

利用者負担額及び実費負担額は 1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 26 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- (1) 窓口での現金支払
- (2) 金融機関口座からの自動引き落とし

10. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供にあたっては、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業所にお知らせ下さい。

- (2) サービスの提供にあたっては、訪問介護員が交代でサービスを提供することがありますが、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

11. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者若しくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者若しくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動支援等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合を除く。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑦ その他利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

12. サービス実施の記録について

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。

13. 緊急時等の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合には、速やかに医療機関へ連絡を行い必要な措置を講じます。

14. 事故発生時の対応

訪問介護員の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び関係機関（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、高知市等）への連絡を行い必要な措置を講じます。

15. 相談・苦情・虐待の対応

相談・苦情・虐待に対する担当者を設置し、円滑かつ迅速な対応（サービスの点検、内容の把握検討会議、記録の保管等）を行い適正なサービスに努めます。

※別紙2参照

16. ハラスメントについて

当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

17. 虐待防止のための対応

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のために次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、虐待をうけている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告します。

18. 非常災害発生時の対応

サービス提供時に、非常災害が発生した場合は、速やかに関係機関へ通報を行い、利用者を避難誘導、救室
その他必要な措置を行います。

【説明確認欄】

契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者 高知市丸ノ内1丁目7番45号
総合あんしんセンター
社会福祉法人高知市社会福祉協議会

サービス提供事業所 高知市春野町西分1番地1
社会福祉法人高知市社会福祉協議会
介護センターあじさい会館 指定居宅介護等事業所

説明者 印

契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

(代 理 人) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

個人情報使用同意書

私及び私の家族に関する個人情報については、下記に記載する必要最小限の範囲内で使用されることに同意します。

記

1. 使用する目的

私のための居宅介護等介護計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議又は事業者との連絡調整等において必要な場合。

2. 使用する期間

令和 年 月 日から本契約の満了日まで

3. 条件

個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

令和 年 月 日

社会福祉法人高知市社会福祉協議会
会 長 吉岡 章 様

利用者 住所

氏名 印

(利用者の家族) 住所

氏名 印

別紙 2

1. 管理者

管 理 者 名	公文 瑞枝
---------	-------

2. 相談窓口・苦情対応・虐待相談窓口

(1) 居宅介護のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

高知市社会福祉協議会 在宅生活応援課 高知市丸ノ内1丁目7番45号	電 話 (088) 820-6865 FAX (088) 823-8109 相談・苦情・虐待相談受付 担当者 楠本 太 対応時間 午前8時30分～午後5時30分 (土・日・祝休日・年末年始を除く。)
---	---

(2) その他の苦情受付窓口

第三者委員	入交 征章 (088) 860-2275 林 照男 (088) 846-5930 高野 亜紀 (088) 879-0217
-------	---

(3) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知市 障がい福祉課 高知市本町5丁目1番45号	電 話 (088) 823-9378 FAX (088) 875-6684 対応時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝休日・年末年始を除く。)
高知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会) 高知市本町4丁目1番37号 高知県社会福祉センター内	電 話 (088) 802-2611 FAX (088) 872-6211 対応時間 午前9時～午後4時 (土・日・祝休日・年末年始を除く。)

3. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の 実施状況	1	あり	実施日	
			評価機関名称	
			結果の開示	1 あり 2 なし
	2	なし		